

沖縄戦直後の宮古島駐屯日本軍の自活作戦 (1) —「食い延ばし」戦の記憶—

洪 琬伸[†]

Food Self-sufficiency Operations by Japanese Forces on Miyako Island Following the Battle of Okinawa (1): Memories of the “War against Hunger”

Hong Yunshin

The Battle of Okinawa (March–June 1945) is known as the only ground invasion of Japan’s home islands during World War II. The fighting engulfed the population of Okinawa’s largest island, where the Imperial Japanese Army, instead of protecting Okinawan residents drove many to their deaths. Today, the battle is represented in the public memory by forcibly induced “group suicides” and the army’s reputation as “more to be feared than the enemy.” But there is another Battle of Okinawa, where some of the smaller islands, sidestepped by American and British Commonwealth forces, were spared the agony of a land war but also lived under harsh military rule in fear of imminent death.

My research focuses on the case of Miyako Island in the southernmost part of Okinawa Prefecture. Allied combat teams did not invade Miyako during the battle. War casualties were relatively few, and there were no mass suicides. During the Okinawan war, some 30,000 Japanese troops were stationed on the island, exercising military control over 52,000 residents. In September 1945, following Japan’s surrender on August 15, the soldiers were disarmed but most remained on Miyako. They were not detained and forced into U.S. internment camps, as POWs had been on the major islands. Japanese supply ships no longer reached the island, which was now cut off from the outside world. The demobilization and repatriation of the Japanese garrison would not be completed until February 1946.

Until recently, it has been held that since Miyako was not invaded and there were no collective suicides, it avoided, relatively speaking, the devastation that afflicted Okinawans on the main island. Here, however, I turn to the utter isolation into which Miyako was plunged after the defeat. My focus is on how, during the roughly seven months between defeat and repatriation, the Japanese army transformed its defensive military operations into a different but in some ways equally severe struggle, the battle against hunger. That fight, I believe, illustrates vividly an important yet often neglected aspect of the nature of war.

Since Miyako was never invaded, many Japanese army records pertaining to the food situation immediately after the war have remained intact. I discovered many of those materials in the Center for Military History at the National Institute for Defense Studies, and in the Okinawa War Materials Reading Room in the Cabinet Office’s Okinawa Development and Promotion Bureau. These documents were hand-written on flimsy, ultrathin paper as the food crisis and lack of other vital supplies threatened the army’s physical survival, and deciphering them today requires a considerable investment of time and effort.

[†] 沖縄大学人文学部国際コミュニケーション学科准教授 (Associate Professor, Department of International Communication, Okinawa University) y-hong@okinawa-u.ac.jp

I analyze the records of these so-called food self-sufficiency operations from the following angles. First, what kind of planning for self-sustaining food production did the Japanese military initiate in the isolated conditions prior to Japan's defeat? Secondly, how did the army manage to maintain military discipline during these campaigns? Finally, the army had been disarmed at the battle's end. What conditions allowed it to preserve its organizational integrity while concentrating all energies on intensive food-growing and scavenging activities?

The data presented here are significant for understanding similar self-sufficiency policies that Japanese forces in other isolated Asian countries deployed as they struggled to feed themselves in the months after the surrender. At the same time, these materials will help clarify the social and psychological impacts of wartime occupations on the people subjected to military rule.

はじめに

本稿の目的は、宮古島における沖縄戦に関する日本軍の資料群を紹介することにある。これまで、宮古島における「沖縄戦」では、米軍の上陸による地上戦がなかった点で、沖縄本島と比べ比較的住民の犠牲が少ない地域とされてきた。しかし、沖縄戦当時、宮古島には、五万二〇〇〇人余りの住民に対し、約三万人の日本軍が駐屯し、その多くは戦後もすぐに収容所へ送られることなく宮古島で軍の組織を維持したまま残留した。この島からの復員が完了したのは一九四六年二月である。

沖縄戦時、宮古島地区、石垣地区、大東島地区に駐屯した日本軍は、固有の部隊編成ではなく、戦闘がしやすいように部隊を組み合わせた「先島集団」とした。「先島集団」の主力は独立混成第45旅団で、その主力を宮古島地区へ、そして第45旅団の一部を石垣地区へ派遣している。石垣を含む先島群島所在兵力、即ち「先島集団」は、第28師団（豊部隊、師団長納見敏郎中将）の指揮下に置かれた。宮古島には、独立混成第59旅団（碧部隊、旅団長多賀哲四郎少将）、独立混成第60旅団（駒部隊、旅団長安藤忠一郎少将）という満州で編成を終えた部隊も移駐し、約三万人規模の強大な軍隊が駐屯した。終戦時の先島集団の兵員数は合計三万四七〇八名で、うち海軍部隊を含む二万七〇九一名が宮古島に駐屯していた¹。

武装解除後に降伏した「先島集団」にとって、敗戦記念日は八月一五日でもあった。沖縄戦が終結した後の一九四五年九月七日、嘉手納基地の米軍第10軍司令部前広場において、すでに壊滅した第32軍の司令官に代わり、南西諸島所在日本陸軍代表として降伏文書に調印したのも、宮古島で第28師団長を務めた納見敏郎中将であった。「先島集団」は沖縄戦終結時まで壊滅を免れたためである。

注目すべきは、「先島集団」は編制を保ったまま「武器のない軍隊」として島の中で住民と混在した状況である。一般に「戦争被害」として考えられてこなかった「孤立」という状況に、食糧を通して注目する理由がそこにある。これら食糧関連資料群は、日本の防衛省防衛研究所戦史研究センター史料閲覧室や内閣府沖縄振興局沖縄戦関係資料閲覧室で探しだすことが出来る。しかし、従来の沖縄戦研究は食糧に注目してこなかったため、これらの資料群に言及した研究は皆無であった。すべての物資が途絶えていく中で薄い紙に記されたこれらの資料の解読にかなりの時間を要することも、その要因の一つであろう。

そこで、本稿では、まず、これらの「自活作戦」の資料群のなかから、日本軍の戦後直後の「食糧

¹ 瀬名波栄（1975）『太平洋戦争記録「先島群島作戦（宮古編）」』先島戦記刊行会、38-39頁

生産」にかかわる資料『宮古島戦史料山砲兵第28連隊』(昭和20.12)を、次の観点から分類して紹介する。第一に、日本軍は、終戦直前の孤立した状況でどのような「自活作戦」を立案していったのか。第二に、「自活作戦」の中で、軍はどのように軍紀を保とうとしたのか。第三に、すでに敗戦により武装解除させられた軍隊が組織を維持したまま「食糧」関連の作戦を展開していく状況とは、いったい、どのようなものであったのかである。

本資料に記されているのは、軍が組織的に展開した「自活作戦」であった。そしてそれは武装解除後も軍の組織が維持されたまま展開されたことを強調しておきたい。そのため、本稿では、これらの状況を「食い延ばし戦」として提示する。

食糧関連『陣中日誌』はなるべく原文と同じ形になるように努めた。

資料紹介は原文通り旧漢字を使用、表などは原文と同じく縦書きのフォームで再現している。

書き込みされた部分は、判読可能なものは [] に囲んで表示した。判読不可能なものは●に、完全に見えないが推測できる文字は斜体にし [] として表示している。

ただし、解説においては常用漢字を使用した。

1. 終戦前夜、孤立と自給自足、「現地自活」作戦、作業「戦技」

宮古島は激しい空襲をうけ、一九四五年一月から軍は主食の甘藷の自活を計画するほど補給困難に陥っていたところ、一九四五年三月、宮古島に物資を輸送中であった「大建丸」「豊坂丸」が撃沈された。以降、終戦まで本島からの支援物資が届くことはなかった²。

一九四五年七月二六日、日本の無条件降伏を求めるポツダム宣言が発表された頃の宮古島では、「食い延ばし戦」のための、作戦が立案されていた。「先島集団」は敗戦をまじかにした一九四五年七月時点で「自活」を作業と命名する。作戦命令によって、「自活」作業を行い、戦力を「保持」することが第一の課題となったのである。作戦に伴う教育、指導、検閲などを戦術（戦闘技術）と同じく実施することが命じられる。七月二一日「豊第五六四七部隊命令」（資料1-1）と、七月二八日「豊作命活第五号豊部隊命令」（資料1-2）にその詳細が示されている。

七月二一日「豊第五六四七部隊命令」（資料1-1）で明らかなように、宮古島における先島集団の「自活」は、「教育、指揮、査閲」などを含め、「戦術」と差異なく進められた作戦であった。続く七月二十八日の「豊作命活第五号豊部隊命令」（資料1-2）には、参謀長、部長、地区部長、連隊長、砲・工・輜重兵連隊長、集団直轄部隊長が査閲官となり、完全自活に向かっての組織的対応を展開していく様子が明らかになっている。さらに、軍が注意を払う査閲項目は、①部隊長の自活一般に関する計画の適否及び実施進捗状況、②将校以下の現地自活に対する心構の高さ、③将校以下各級指揮官の自活に関する職能・技術、④自活畑、家畜、飼育及び作業の現況、⑤肥料の製造及び施肥に関する施設及び実施の状況、⑥苗圃設置の状況、⑦種子の確保、⑧民育軍需畑（住民に作らせているもの）獲得の計画及び実績並作業の実情、⑨特に創意工夫を要する事項であった。査閲に関する細かい「着眼事項」のなかには、「地番（耕地及荒地）取得」「労務ノ使用ノ適正」「民力援用」「篤農家ノ活用」「民

² 『沖縄部隊史実資料』第二十八師団（宮古島）師団長代理安藤忠一郎、第二十八師団参謀杉本和郎調製、昭和二十一年二月一日。

(1-2) 「豊作命活第五号豊部隊命令」七月二十八日 一六〇〇 野原岳

(別紙「現地自活査閲計画」を含む)

原史料 I : 豊作命活第五号
「豊作命活第五号豊部隊命令」

軍事極秘

豊作命活第五號

豊部隊命令

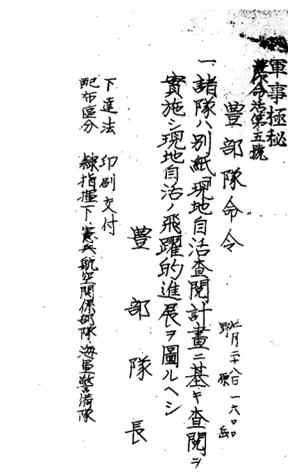
七月二十八日 一六〇〇 野原岳

一、諸隊ハ別紙現地自活査閲計畫ニ基キ査閲ヲ實施シ現地自活ノ飛躍的進展ヲ圖ルヘシ

豊部隊長

下達法 印刷交付

配布区分 隷指揮下、憲兵、航空関係部隊、海軍警備隊



現地自活査閲計畫

第一方針

一、周到確實ナル計畫ニ基キ眞剣ナル努力ノ下自活必成ノ信念ノ厚薄ヲ検シ完全自活ノ促進ヲ圖ルニ在リ

二、査閲時期

第一次

八月十五日ヨリ八月末日ノ間トス

但地區隊長（伊良部支隊長ヲ含ム以下同シ）ハ地區隊聯隊集團直轄部隊・順ニ査閲日次ヲ統制スル

モノトス

第二次以降

概ネ毎月一回實施ス

三、査閲官並被査閲部隊左表ノ如シ

備考	集團直轄 部隊長	砲工輜重兵 聯隊長	地区隊長	部長	參謀長	査閲官
一、南地區隊長ハ航空関係部隊ノ査閲ヲ行フモノトス 二、幕僚部長以下ヲ派遣シ視察セシメラル、コトアリ	其配属部隊	隷下部隊及配属 部隊	轄部隊外ノ配属警備 地區内所在集團直 轄部隊	活ニ任スル部隊 全般ノ為現地自 活ニ任スル部隊	管理部	被査閲部隊
			北地區ニ於テハ第三六 二三部隊長ハ碧部隊ヲ 除ク其ノ他ノ部隊ニ對シ 地區隊長ニ準ジ査閲ヲ 行ヒ地區隊長ハ部隊長ニ 査閲ヲ指導スルモノトス			摘要

図 1 「豊作命活第五号豊部隊命令」(現地自活査閲計画, 第一方針・三項目) 書き写し

四、主ナル査閲項目左ノ如シ

1. 部隊長ノ自活一般ニ関スル計画ノ適否及實施進捗ノ情況
2. 將校以下ノ現地自活ニ對スル心構ノ度
3. 將校以下各級指揮官ノ自活ニ関スル職能、技術
4. 自活畑、家畜飼育及作業ノ現況
5. 肥料ノ製造及施肥ニ関スル施設及實施ノ狀況
6. 苗圃設置ノ狀況
7. 種子ノ確保
8. 民官軍需畑（民ヲシテ作ラシメアルモノ）獲得ノ計画及實績並作業ノ實情
9. 特ニ創意工夫ヲ凝シアル事項

五、査閲ニ関スル細部ノ着眼事項

1. 部隊長ノ自活一般ニ関する計画
各隊ノ給養兵額ニ應スル地番（耕地及荒地）取得ノ計画 【書込 時機、軍需粉甲乙ノ
区分之ニ伴フ【こと】推進●狀況】
各月ノ植付並收穫計画
耕地ノ運用ト肥培管理 端境期對策
【書込七、八月ナリ 諸ハ十二月一月●不●ナリ】
【上部欄外に書込 甘藷の連作不可、野菜ト交互ニ移ル】
勞務ノ使用ノ適正 軍需物●ニヨリ民力援用
2. 將校以下ノ現地自活ニ對スル心構ノ度
自給自足絶對ニ必要ナル狀勢ノ認識
作命ニ依ル嚴正ナル作業ノ發動
各級幹部ノ陣頭指揮
「現地自活ハ作戰作業ハ戰技」ノ概念ノ徹底 [太字は引用者による]
「晴耕雨植」ノ心構ヲ以テ機ヲ失セス植付作業ヲ實施ス
3. 將校以下各級指揮官ノ自活ニ関スル職能、技術
將校以下農耕ニ関スル計画、指揮教育能力ノ向上 農耕技術ノ体得
4. 自活畑管理並作業狀況
植付ニ先行シ常ニ整地畦立ヲ完了シアルコト
深耕、精耕（一見塊ナキ如ク細カク耕作ス）
風化ヲ十分ニスルコト
畦立ノ適否 平植ハ推奨シ難シ 畦中畦高ノ適否（3~3.5 尺 7~12 寸）
畦ノ方向（南北ヲ可トス 傾斜面ニ在リテハ傾斜ノ方向ニ直角）
植付数日後ニ於ケル苗ノ生氣
植付一ヶ月以内ニ水肥スルコト 反當五〇荷（一〇石）
甘藷品種ノ選定（沖繩一号 同一〇〇号 八重山赤粉ヲ奨勵ス）
各品種ヲ混植シ非ズヤ 少クモ畦毎ニ別植スルヲ要ス（生育上、收穫上混植ハ不可ナリ）

坪當り植付苗数ノ適否（一坪●二十本）

苗ノ植方ハ適當ナリヤ（水平千鳥植ヲ推奨ス）

甘藷ノ出来榮ハ葉ノ繁茂狀況ニ眩惑セラレザルコト（基準反當収量六〇〇疍）

除草ノ勵行

害虫駆除對策、被害藪ノ處理

5. 肥料ノ製造及施肥ニ関スル施設並實施ノ狀況

堆肥厩肥ハ充分ニ製造準備スルコト（千貫ノ堆厩肥——立坪一二反歩分）

緑地ノ製造ニ努力シ堆厩肥ノ不足ヲ補フコト 草木灰亦然リ

（本部畑地ニハ反當五〇〇貫ノ堆厩肥ト三〇貫ノ草木灰ヲ最少必需量トス）

便所施設ハ人糞尿完全利用ニ適シアルヤ

肥溜ハ製作シアリヤ（濃厚肥ヲ入ル、溜、水溜、混和溜ノ三ヶヲ要ス）

施肥資材ハ整備シアリヤ

6. 苗圃（床）設置ノ狀況

所要面積ノ苗床ニ設置シアリヤ（●畑一反ニ對シ苗床一畝）

日當リ良ク施肥ニ便ナル位置ナルコト 排水良好ナルコト

種藪ニハ優良品種ヲ選定スルコト 藪ハ大ニシテ良品ナルコト

堆肥ハ充分ニ使用スルコト 坪當リ四貫以上ノ堆厩肥ヲ切込ムコト

過乾過濕ニ陥ラシメズ蔓長五、六寸ノ時摘心シ薄キ水肥ヲ施スコト

應急苗床トシテ一般藪畑ヲ應用スルコトアリ 本目的ノ為ニハ十分水肥ニ利用シ又頭初
ヨリ此ノ目的ノ為植付クルニハ坪四十五、六本ヲ可トス

7. 蔬菜畑

蔬菜畑ハ一人當十坪乃至十八坪アレハ可 土地ノ選定ニ留意

品種毎ノ播種期ノ適正ト某期間永續的收穫ヲ考慮スル播種並管理

品種ノ循環 常續的供給對策 端境期對策

【欄外書込 七、八月 パイナ 八重山かづら】

豊富ナル肥料 腐熟セル堆肥ノ使用 丁寧ナル管理

虫害、風水害對策

8. 種子ノ確保

次期栽培計画ヲ基礎トスル採種ノ計画實施

種子畑選定ヲ適切ニシ之ヲ明示徹底シ以テ採種ノ萬全ヲ期ス

種子ノ保管、管理手入ノ適切

篤農家ノ活用

9. 民有軍需畑（民ヲシテ作ラシメアルモノ）獲得計画及進捗ノ適否

軍需畑甲乙號ノ割合、民ノ甲號管理ノ狀況及部隊ノ監督

督勵援助ノ適否

甲、乙號畑ヲ通シテ一貫セル收穫計画

現地人ノ蔬菜栽培能力ノ指導向上

10. 勞務使用ノ適正

兵力、民勞務使用部面ノ適正

作業能率ノ向上ト勞務ノ計画的且經濟的使用

創意工夫

自活振興、増収、被害防止、勞力、資材、土地使用等ニ関スル創意工夫

【欄外上部の書込 本島植付能力 一人一段歩、九千本) 一日】

11. 家畜関係著眼事項

(一) 各部隊自活有畜農業化ニ對スル具体的計畫ト実績

(1) 馬勞力ノ活用

(2) 厩舎(馬、豚、山羊)ノ厩肥生産高

(3) 畜産物(山羊、乳、皮革、毛、脂肪、骨等)ノ利用

(4) 家畜ノ必要性ニ伴フ飼料自活(蒐集)狀況

(二) 豚(山羊)ノ増殖施策ト実績

(1) 豚(山羊)増殖計畫ノ可否

中隊當何頭ノ保有ヲ必要トスルヤノ確タル計畫・基礎徹底シアリヤ

イ. 計畫ノ一案

原史料 II : 豊作命活第五号 (11-イ項目)

2		1	號番
去勢	社	昭一〇一〇	性別
昭一九五九	通	昭一〇一〇	生年月日
			種付シテノ通否
		昭一〇六一〇	屠殺豫定年月日
		昭一〇六二五	屠殺年月日
			摘
			要

【上下欄外に書込有】

1		號番
花子	二九	豚名
八〇	七	生年月日
七八	七	次期屠殺豫定年月日
七五	二	種付年月日
二九	二	分娩豫定年月日
二九	三	分娩年月日
		社
		産仔頭数
		摘
		要

イ. 計畫ノ一案

北		號番
合元	八	豚名
九	二	生年月日
九	二	次期屠殺豫定年月日
九	二	種付年月日
九	二	分娩豫定年月日
九	二	分娩年月日
		社
		産仔頭数
		摘
		要

イ. 計畫ノ一案

図 2 豊作命活第五号 (11-イ項目) 書き写し

ロ 豚房ヘノ揭示(種付月日、分娩豫定日等)

ハ 家畜係ノ設定

一、専属下士官ヲ設ク

二、常續のニ兵(傭人)ヲ充當ス(最少限豚十頭ニ對シ一名ノ割トス)

(2) 種付ノ確行

- 種牡豚ノ活用状況ヲ明カナラシムルト共ニ左記ニ依リ發情種付等ニ関シ具体的ニ指導ス
- イ 發情ノ徴候一外陰部ニ二〜三倍ニ充血腫脹舉動不安ノ狀ヲ呈シ食慾減退臀部ヲ手ニテ押ス時ハ快感ヲ發ス、他豚ニノシカ、ル徴候アリ
 - ロ 發情期間一四十八時間 (●間) 故ニ發情發見セハ速カニ種付ヲ実施スルヲ要ス
 - ハ 發情周期一二十二日前後ナルモ豚ニ依リ差異アリ
 - ニ 種付ノ適期一初メテノ種付ノ時期ハ二回目ノ發情時、經産豚ノ次回種付期ハ離乳後第二回發情期
 - ホ 空腹 [時] (蕃殖可能豚ニシテ未タ妊娠セザルモノ) ノ有無ヲ檢シ其ノ原因ヲ究明ス

(3) 妊娠豚及仔豚ノ飼養管理法

- イ 妊娠豚ノ榮養保持ノ必要性一早産、流産ノ防止
- ロ 妊娠期間ヲ知リアリヤ——一四日 (3ヶ月+3週間+3日) ヲ基準トス
- ハ 妊娠末期ニ於ケル管理一他ノ豚ト隔離シ特ニ豚房内ヲ乾燥セシム寢藁ヲ多量ニス
- ニ 分娩ノ徴候一(イ) 分娩ノ為ノ藁ヲ作ル (ロ) 挙動不安トナル
(ハ) 外陰部極度ニ充血● (ニ) 食慾減退 (ホ) 排尿回数ノ増加
- ホ 分娩直後ノ保護
 - 一、哺乳ハ仔一様實施シ得ル如クス
 - 二、後産ハ食ハセサルコト
 - 三、仔豚ノ壓死豫防一豚房四壁ヨリ一尺ノ所ニ一尺ノ高サニ丸太ヲ準備ス
 - 四、虚弱仔豚ニ對スル哺乳ハ優先的ニ或ハ人工的ニ實施ス
 - 五、哺乳期間一六〇日前後

(4) 飼料對策ノ適否

- イ、人糞給與ノ廃止 (愛畜心ヲ阻害シ囊虫症ノ原因トナル)
- ロ、野草ヲ多量ニ給シアリヤ
- ハ、屑甘藷ノ活用
- ニ、其ノ他残渣類ノ活用狀況

(5) 畜舎施設ノ改善

- イ、廣サ——頭概ネ一間四方トス 運動場水浴場ニ設クルヲ可トス
- ロ、床一石、板等トシ排水ヲ良好ニシ泥濘ヲ戒ム
- ハ、屋根一努メテ高クシ風向ヲ考慮ノ上痛風ヲ良好ナラシム

(三) 厩肥ノ生産竝活用法

- イ 厩、豚舎、山羊舎ニ野草多量ニアリヤ
- ロ 畜舎ニ排水溝竝尿溜ヲ設備シアリヤ
- ハ 厩肥ノ生産狀況利用狀況ハ如何ナリヤ

六 報告

1. 査閲官ハ査閲實施ニ先タチ査閲計畫ノ概要ヲ實施後成ル可ク速カニ結果ノ概要ヲ集團長ニ報告スルモノトス
2. 査閲ノ時期及査閲ノ項目ノ選定ハ特ニ情況ニ適應スルヲ要ス

2. 自活作戰の具体化

八月になってから出された七点の自活関連命令や、別紙の指示内容は、「自活作戰」がいかに組織化されたかを物語っている。

まず、八月一日に出された命令「〔豊第五六四〕七部隊命令」（資料2-1）、「宮古島現地自活計画書」やその別紙、様式（資料2-2）によると、自活に対する役割を、部隊全体で統一に行うもの、大隊で行うもの、各隊で行うものに区分し、甲乙丙丁に分けて統制した。それぞれの報告を甲：農耕自活に関する事項、乙：家畜自活に関する事項、丙：資源活用に関する事項、丁：漁撈自活に関する事項に区分し体系化した。本部自活掛以外にも、各部隊に自活掛が任命された。

農耕自活、軍需畑別に各大隊の配当耕作面積なども決められている。特に、甘藷は主食であるだけに喫緊の課題であったことが分かる。一人当たり確保する軍需畑の面積や、各自栽培が義務づけられた種子の量などまでもが決められ、「耕作及播種の植付」が、緊迫した食糧事情のために「第一義」とされた状況をにじませている。

「戦意かつ耕作」（資料2-2）という語まで使いながら、農耕督励班を設置し、各々の部隊の「軍需畑」を巡回して、その状況を把握し、監督することが決められている。蔬菜のためには、種子の利用、肥料にまで言及されている。畑の面積による収穫状況の報告が義務付けられていた。耕作のための「軍需畑取得計画」（別紙第一）や、甘藷・野菜・その他を分類して人や馬を総動員する畑作業の様子を報告する「自活旬報」（様式第一）、主食となる甘藷の消費高計算を月ごとに計算した「甘藷消費高及所要高地面積月別一覧表」（別紙第二）、その督励のための編成を知る「農耕督励編成表」（別紙第三）が別紙の形で実施要領として伝えられた。軍は、体系的な管理のため「軍需畑耕作状況調書」（様式第二）を定め、毎月二十日にこれらの報告を受ける計画を立てていた。

家畜の場合は、二年を目標に定め初年度は一九四六年度七月まで、二年度は一九四六年八月以降を想定した飼育計画目標が、豚・山羊、鶏にカタツムリ（蝸牛）まで加えた四種目に別けて、細かくつづられている（「〔其ノ二〕家畜自活實施計畫表」）。さらに、「自活作戰」には、油、塩、酢等、皮革、布、染料などの利用可能なものの数々が「資源活用」という項目に含まれている。

家畜だけではなく、肉資源の不足を補うために魚介類・貝類の塩を用いた保存方法も記載されている。塩を製造する作業（資料2-3）にかかわる命令や、たんぱく質補給のために大豆の代わりに白鳳豆栽培（資料2-4）を考案する試みなども、年を越す対策とみられる。

八月十一日「梶作命第八号豊第五六四七部隊命令」（資料2-6）によると、各々の部隊に対し、野原岳部隊本部にて「自活作物審査会」を実施し、主食の甘藷など自活できるものを、本部に搬送し、軍で総括・管理しようとした様子は明らかである。

特に、八月一日の「宮古島現地自活計画書」やその別紙、様式（資料2-2）は、薄い紙にぎっしり書き込まれており、原文のままでは判読にかなりの時間を要する。そのため実際の様子が分かるような原文書式を一部紹介し、その形を再現した書き写しを記載する。

（2-1）「〔豊第五六四〕七部隊命令」 八月一日十四時三十分 野原岳

〔豊第五六四〕七部隊命令 八月一日十四時三十分 野原岳

●● ●●●●●●

●● ●●●●●●

●●中尉 ●●●●

甲 ●●大尉 ●永中尉 ●●

乙 川上中尉 大塚少尉 佃井曹長

丙 中村中尉 小野中尉 間中中尉 萩生田中尉 小高見●● 黒岩伍長

丁 ●●中尉 北村曹長

既ニ任命●●●●●●將校ハ之ヲ免ズ

部隊長 梶大佐

印刷交付

大隊・中隊・一大隊段列

第二 実施要領

一、組織及耕地

1. 各大隊長ハ配當セラレタル軍需畑ヲ耕作●行単位ニ配當シ自活セシム耕作単位ハ●●中隊ヲ基準トス

（2-2）「宮古島現地自活計画書」 昭和二十年八月一日豊第五六四七部隊

（別紙第一・別紙第二・別紙第三，様式第一・様式第二・「（其ノ二）家畜自活実施計画表」を含む）

極秘

昭和二十年八月一日

宮古島現地自活計画書

豊第五六四七部隊

（其ノ一）農耕自活実施計画 豊第五六四七部隊

第一 方針

一、●●隊所要糧食ノ完全自活自足ヲ原則トシ各陣地ヲ中心ニシ陣地●●ニ妨ケナキ限り荒地ヲ開墾シ植付ヲ行フト共ニ附近ノ既耕地ヲ軍需畑トシテ取得ス

二、重点ヲ甘藷ニ指向シ最モ速カニ之ガ植付ヲ實施シ又大豆、蔬菜、●●ハ時期ヲ失スルコトナク耕作ス

三、食糧事情ノ緊迫下急速ナル耕作及播種植付ヲ第一義トシ適切ナル肥培管理ト相俟テ反當収量ノ増加ヲ圖ル

第二 実施要領

別紙第一 軍需畑取得計畫

一、方針

一人當先ズ七畝ノ軍需畑ヲ急速ニ獲得シ部隊所要糧食ノ完全自活ニ遺憾ナカラシム (東地區一人 ●々七反強) 集團指示ニ對スル不足分ハ逐次荒地ヲ開墾シ取得スルモノトス

二、實施要領

1. 地區隊長ヨリ配當ヲ受ケタル軍需畑ヲ以テ各大隊ニ配當耕作セシムルモノトス
2. 各大隊毎ニ軍需畑獲得ニ努メ成果ハ速ニ報告スルモノトス
3. 部隊所要軍需畑左ノ如シ

給養予定人員、二三〇〇名、一人當所要面積七畝、所要總面積 一六一町歩

別紙第二 甘藷消費高及所要高地面積月別一覽表

備考	計	甘藷 消費高及所要高地面積 月別一覽表												
		三月	二月	一月	十月	九月	八月	七月	六月	五月	四月	三月	二月	一月
一反當●●●●	計	二五〇〇	二五〇〇	二〇〇〇										
	←													→
		一七八二	一六一〇	一六三九										
		二九七〇	二六八三	二七三三										
		七七五〇	七〇〇〇	七三三〇										
		二二五八〇	三五〇〇〇											

原史料Ⅲ：「宮古島現地自活計畫書」
別紙第二「甘藷消費高及所要高地面積月別」

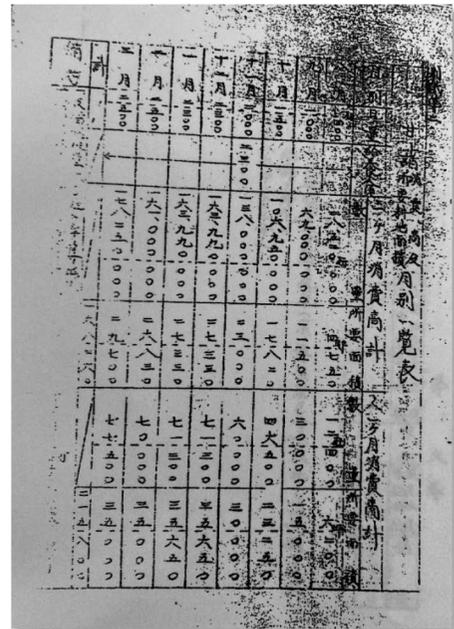


図3 「宮古島現地自活計畫書」別紙第二「甘藷消費高及所要高地面積月別」書き写し

別紙第三 農耕督励編成表（基準）

原史料Ⅳ：「宮古島現地自活計画書」

別紙第三「農耕督励編成表」

一官左 (官副ハ又)	長	農 耕 督 勵 編 成 表 (基 準)
三官尉	班附將校	
三官士下	附下士官	
三手技	篤農家	
一〇	計	
	摘要	

別紙第三

一官左 (官副ハ又)	長	農 耕 督 勵 編 成 表 (基 準)
三官尉	班附將校	
三官士下	附下士官	
三手技	篤農家	
一〇	計	
	摘要	

図4 「宮古島現地自活計画書」別紙第三「農耕督励編成表」書き写し

様式第一 自活旬報

原史料V：「宮古島現地自活計画書」様式第一「自活旬報」

備考 記載ノ耕地面積ノ如ク記載スルモノトス	計	野 菜	甘 藷	●	区分
	(四五〇)	(五〇〇)	(九四〇)	町○及○畝	耕地面積
	(二六七)				未耕地面積
					植付面積
					摘要

様式第一 自活旬報 (月 日 調) 第 大 隊

一、耕作状況等ヲ記載ノコト
二、()ハ從來ノ面積ニ本旬ニ面積ヲ累計シ●
三、耕地面積ハ原野ヲ含ム田畑ヲ人馬カニ依リ辨サレタルヲ云フ



図5 「宮古島現地自活計画書」様式第一書き写し

様式第二 軍需畑耕作状況調査書

原史料VI「宮古島現地自活計画書」

様式第二「軍需畑耕作状況調査書」

備考 一、作物名記載順序ハ甘藷、蔬菜(葉、根、果菜區分)ノ其ノ他トシ摘要欄ニ適宜●●細部ヲ附記ス 二、作物ハ上、中、下ニ区分ス	作物名	区分	前月迄ノ耕地面積	本月新作付面積	本月收穫高面積	差引現在面積	作物	翌月收穫可能面積	摘要
---	-----	----	----------	---------	---------	--------	----	----------	----

様式第二 軍需畑耕作状況調査書 (月二十日調) 第 大 隊

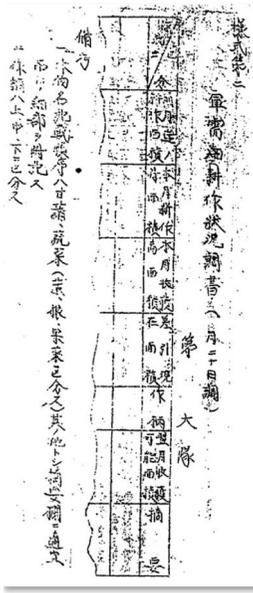


図6 「宮古島現地自活計画書」様式第二「軍需畑耕作状況調査書」書き写し

(其ノ二) 家畜自活實施計畫表 豊第五六四七部隊

原史料VII:「宮古島現地自活計畫書」(其ノ二) 家畜自活實施計畫表

(其ノ二) 家畜自活實施計畫表 豊第五六四七部隊

考 備	牛 蝸	鶏	羊 山	豚	畜種部	
					飼育方針	給養目標
一、第一年度ト八二十一年七月末迄ヲ第一年度ト八二十一年八月以降ヲ五フ 二、家畜地方予托ハ最小限ニ止メ厩肥利用ニ遺憾ナカラシム 三、皮革製造原皮ハ山羊ヲ本則トシ豚ニ於テハ食用化スルモノトス 四、各大隊ハ旬數ニヨリ家畜ノ増減ヲ部隊自活掛乙 獸●内務室 ヲ經テ部隊長ニ報告スルモノトス 五、特進隊ハ總テ●隊本部ニ含ム	獸肉補助費 源並ニ兼用 食タラムシム 八月以降 一週回 七月迄種 牛ヲ八月十五日 迄ニ整備スルモノトス	極力産卵セ シメ●●及 増健 兵ニ 對スル米糞 源タラムシム 大隊ノ計畫ニヨリニ 十年十二月末迄ニ隸 下各隊編成●●シテ 其ノ五〇%ヲ確保シ 残餘ノモノハ二十一 年三月末迄ニ整備ス ルモノトス	一部獸肉賣 源ノ補助及 皮革賣源タ ラシム 二十一年 八月一日 以降種托 頭數以外 種見込ナキ 杜ニ限リ 部隊肉ノ補 助タラムシム	現有頭數ヲ 増殖セメフ 獸肉ノ補給 源タラムシム 又 瓦ヲ給養ス 〇瓦給養ス	飼育方針 給養目標 中間目標 飼育基準數 實施要項 摘要	飼育方針 給養目標 中間目標 飼育基準數 實施要項 摘要
	獸肉補助費 源並ニ兼用 食タラムシム 八月以降 一週回 七月迄種 牛ヲ八月十五日 迄ニ整備スルモノトス	極力産卵セ シメ●●及 増健 兵ニ 對スル米糞 源タラムシム 大隊ノ計畫ニヨリニ 十年十二月末迄ニ隸 下各隊編成●●シテ 其ノ五〇%ヲ確保シ 残餘ノモノハ二十一 年三月末迄ニ整備ス ルモノトス	一部獸肉賣 源ノ補助及 皮革賣源タ ラシム 二十一年 八月一日 以降種托 頭數以外 種見込ナキ 杜ニ限リ 部隊肉ノ補 助タラムシム	現有頭數ヲ 増殖セメフ 獸肉ノ補給 源タラムシム 又 瓦ヲ給養ス 〇瓦給養ス	飼育方針 給養目標 中間目標 飼育基準數 實施要項 摘要	飼育方針 給養目標 中間目標 飼育基準數 實施要項 摘要

(其ノ二) 家畜自活實施計畫表 豊第五六四七部隊

考 備	牛 蝸	鶏	羊 山	豚	畜種部	
					飼育方針	給養目標
一、第一年度ト八二十一年七月末迄ヲ第一年度ト八二十一年八月以降ヲ五フ 二、家畜地方予托ハ最小限ニ止メ厩肥利用ニ遺憾ナカラシム 三、皮革製造原皮ハ山羊ヲ本則トシ豚ニ於テハ食用化スルモノトス 四、各大隊ハ旬數ニヨリ家畜ノ増減ヲ部隊自活掛乙 獸●内務室 ヲ經テ部隊長ニ報告スルモノトス 五、特進隊ハ總テ●隊本部ニ含ム	獸肉補助費 源並ニ兼用 食タラムシム 八月以降 一週回 七月迄種 牛ヲ八月十五日 迄ニ整備スルモノトス	極力産卵セ シメ●●及 増健 兵ニ 對スル米糞 源タラムシム 大隊ノ計畫ニヨリニ 十年十二月末迄ニ隸 下各隊編成●●シテ 其ノ五〇%ヲ確保シ 残餘ノモノハ二十一 年三月末迄ニ整備ス ルモノトス	一部獸肉賣 源ノ補助及 皮革賣源タ ラシム 二十一年 八月一日 以降種托 頭數以外 種見込ナキ 杜ニ限リ 部隊肉ノ補 助タラムシム	現有頭數ヲ 増殖セメフ 獸肉ノ補給 源タラムシム 又 瓦ヲ給養ス 〇瓦給養ス	飼育方針 給養目標 中間目標 飼育基準數 實施要項 摘要	飼育方針 給養目標 中間目標 飼育基準數 實施要項 摘要
	獸肉補助費 源並ニ兼用 食タラムシム 八月以降 一週回 七月迄種 牛ヲ八月十五日 迄ニ整備スルモノトス	極力産卵セ シメ●●及 増健 兵ニ 對スル米糞 源タラムシム 大隊ノ計畫ニヨリニ 十年十二月末迄ニ隸 下各隊編成●●シテ 其ノ五〇%ヲ確保シ 残餘ノモノハ二十一 年三月末迄ニ整備ス ルモノトス	一部獸肉賣 源ノ補助及 皮革賣源タ ラシム 二十一年 八月一日 以降種托 頭數以外 種見込ナキ 杜ニ限リ 部隊肉ノ補 助タラムシム	現有頭數ヲ 増殖セメフ 獸肉ノ補給 源タラムシム 又 瓦ヲ給養ス 〇瓦給養ス	飼育方針 給養目標 中間目標 飼育基準數 實施要項 摘要	飼育方針 給養目標 中間目標 飼育基準數 實施要項 摘要

図7 「宮古島現地自活計畫書」(其ノ二) 家畜自活實施計畫表書き写し

（其ノ〔三〕）資源活用ニ關スル自活實施計畫 豊第五六四七部隊

●●●●●●部隊ニ於テ活用シ得ルモノヲ検討シ簡易ナル方法ニヨリ●●●●●●

二、要領

資源活用ハ其ノ主力ヲ部隊ヲ統一実施シ其ノ一部ヲ各隊毎ニ實施セシムルモノトス

現下ニ於ケル實施品目ハ油、塩、酢等、皮革、布、染料其ノ他トシ研究調査ノ上●●●●ス

實施ノ細部ハ其ノ都度作命ニヨリ下達ス

各隊ハ輕易ニ實施シ得ル資源活用ヘ進ンデ實施スルモノトシ其ノ要領ハ其ノ都度報告スルモノトス

（其ノ四）漁撈自活實施計畫 豊第五六四七部隊

一、方針 簡易ナル方式ニヨリ主トシテ接岸地區ニ於テ漁撈ヲ實施シ肉資源ノ不足ヲ補ヒ以テ給養ノ向上ニ資スルニ在リ

二、要領

1. 漁撈ハ本部（●●ヲ含ム）各大隊毎ニ實施スルモノトシ其ノ編成ハ下士官ヲ長トスル兵七乃至十名（若干ノ現地入隊兵ヲ含ム）トス

2. 收穫ハ日々ノ給養ニ使用スルヲ本則トスルモ其ノ一部ハ大隊自治掛ニテ不時ノ用ニ供スルタメ塩物トシテ保存ス

又其ノ一部ハ練成隊ノ給養ヲ常續的ニ向上スルタメ充當スルモノトス

3. 前項ノ細部計畫ハ大隊毎ニ立案シ實施スルモノトス

（2-3）「梶作命第五号 豊第五六四七部隊命令」 八月八日九時 野原岳

梶作命第五號

豊第五六四七部隊命令 八月八日九時 野原岳

一、部隊ハ速ニ製塩業務ヲ實施セントス

二、自活掛（丙）萩生田中尉ハ第一大隊准尉ノ指揮スル兵二五ヲ指揮シ九日友利海岸ニ製塩場ヲ準備シ第五項ノ製塩勤務兵ヲ以テ十日ヨリ製塩作業ヲ開始スベシ

製塩計畫ハ別ニ示ス

三、第一大隊ハ製塩場準備ノタメ左ノ人員ヲ九日八時砂川國民學校ニ差出シ萩生田中尉ノ指揮ヲ受ケシムベシ

指揮官 准尉、第二中隊 下士官一、兵九

大隊段列 下士官一、兵一四

晝食ヲ携行スルモノトス

四、第二、第三大隊ハ下士官ノ指揮スル兵三〇ヲ以テ九日終日宿營地及其ノ周邊ニ於テ燃料用物料ヲ収集シ友利製塩場ニ搬送セシムベシ

五、各隊ハ製塩勤務ノタメ九日八時砂川國民學校ニ左ノ如ク下士官兵ヲ差出シ萩生田中尉ノ指揮ヲ受ケシムベシ

部隊本部 村田軍曹 兵二

第三中隊 兵二

第七中隊 兵二

兵ノ勤務ハ十五日服務トシ爾後中隊ヲ繰下ゲ差出スモノトス

下士官以下製塩場ニ起居スルモノトシ給養ハ部隊本部擔任スベシ

又各大隊段列ハ十一日以降輪番毎日輜重車一車輛分ノ燃料ヲ製塩場ニ搬送スベシ

十一日ハ第一大隊段列服務スルモノトス

六、兵器掛ハ成ル可ク速カニ製塩用釜ヲ製作シ萩生田中尉ニ交付スベシ

其ノ細部ハ同官ヲシテ指示セシム

部隊長 梶大佐

下達法 印刷交付

配布先 大中隊、大段

(2-4)「梶作命第六号 豊第五六四七部隊命令」 八月八日十四時 野原岳

(別紙を含む)

梶作命第六號

豊第五六四七部隊命令 八月八日十四時 野原岳

一、集團ハ明年ヨリ大豆ニ代ルヘキ植物性蛋白資源トシテ新タニ本島ニ白鳳豆ノ蕃殖ヲ企圖ス

二、部隊ハ集團ノ企圖ニ基キ白鳳豆ヲ栽培管理シ次期月種子ノ多量獲得ヲ期セントス

三、各隊ハ別紙計畫ニ據リ白鳳豆ヲ栽培管理シ次期用種子ノ多量獲得ヲ期スベシ

四、自活掛(甲) 富永中尉ハ八月十一日第五項ノ人員ニ對シ現地教育ヲ實施スベシ

五、各隊長各部先住將校及各隊自活掛(庶務、甲) 將校下士官ハ八月十一日十時野原岳部隊本部ニ集合シ白鳳豆栽培管理ノ現地教育ヲ受クベシ

部隊長 梶大佐

下達法 印刷交付

配布先 大隊、中隊、大段、兵、經、医、獸

梶作命第六号別紙

白鳳豆栽培管理計畫

一、方針 今次白鳳豆ノ栽培ハ豆ノ●期的増産ヲ圖リ給養ノ向上ニ資スルニ在ルヲ以テ一粒ト雖モ佗費セザル如ク管理シ多收穫ヲ期ス

二、要領

一、各隊交付種●ニ示ス如シ

二、種子ハ將校以下一人三粒宛トシ必ズ各人ヲシテ栽培管理セシメ自活精神ノ昂揚ニ資ス

三、收穫ハ一切ヲ部隊本部ニ納付スルモノトス

四、播種ハ左ノ區分ニヨリ實施ス

八月中旬 部隊本部、第●●本部、頭號中隊、河上隊

八月下旬 第二大隊本部、特進本部 中號中隊、富永隊、西條隊

九月上旬 第三大隊本部、末號中隊、竹村隊、杉村隊

五、地域ハ成ル可ク分散スルヲ本旨トシ兵營周邊ノ砂質又ハ砂質土壤ナル畑地ヲ選定シ被害防止ト管理ノ容易ナリコトヲ期ス

六、肥料ハ播種前反當リ二〇〇貫ヲ施シ爾後不要除草除虫ニ勉ム

(終)

(2-5)「梶作命第七号 豊第五六四七部隊命令」八月十一日十四時 野原岳

梶作命第七號

豊第五六四七部隊命令 八月十一日十四時 野原岳

一、部隊ハ自活掛ヲ以テ齒刷子ヲ製作シ各隊ニ交付セントス

二、自活掛(丙)小島見習士官ハ八月十三日以降富永隊ヨリ出ヅル兵三ヲ指揮シ皮革工場ニ於テ齒刷子ノ製作ニ任ズベシ

三、富永隊ハ八月十二日以降當分ノ間毎日適任ノ兵三ヲ在獸醫務室自活掛小島見習士官ノ下ニ差出シ其ノ指揮ヲ受ケシムベシ

細部ハ同官ヲシテ指示セシム

四、各大隊自活掛(乙)ハ進駐記念日ノ為ニ充當スル飼育豚ノ毛皮ヲ八月十二日迄ニ在富永部隊獸醫務室ニ納付スベシ

五、部隊自活掛(庶務)ハ製品ヲ逐次各隊ニ交付スベシ

部隊長 梶大佐

下達法 印刷交付

配布先 大、中隊、大段列、兵、經、医、獸

(2-6)「梶作命第八号 豊第五六四七部隊命令」八月十一日十四時 野原岳

梶作命第八號

豊第五六四七部隊命令 八月十一日十四時 野原岳

一、部隊ハ農耕自活作物審査會ヲ施行セントス

二、各隊ハ左ノ要領ニヨリ審査會ニ参加スベシ

1. 日時 八月十八日九時 2. 場所 野原岳部隊本部

3. 作物 甘藷其ノ他現在自活シツツアルモノ 4. 出品 八月十八日七時迄ニ本部ニ搬送ス

5. 立會者 各隊自活掛(庶務及甲) 6. 審査員 本部自活掛

部隊長 梶大佐

下達法 印刷交付

配布先 大中隊、大段、兵、經、医、獸

梶作命第五號ノ燃料搬送ハ依然續行スルモノトス

細部ハ渡邊大尉ヲシテ指示セシム

四、自活掛萩生田中尉ハ前項ノ燃料ヲ受領シ作業ノ円滑ヲ圖ルベシ

部隊長 梶大佐

下達法 印刷交付

配布先 各大隊

(2-7)「豊第五六四七部隊命令」八月十二日九時 野原岳

豊第五六四七部隊命令 八月十二日九時 野原岳

一、部隊ノ自活掛ヲ左ノ通り任命ス

丙命 小浦少尉、中村技術准尉、村日軍曹、塚田衛生曹長

丁免 萩生田中尉

命 井石大尉

部隊長 梶大佐

下達法 印刷交付

配布先 各大隊

【文書切れ】

第三大隊 八月十五日

第二大隊 八月十六日

第一大隊 八月十七日

棍作命活第五號ノ燃料搬送ハ依然續行スルモノトス

細部ハ渡邊大尉ヲシテ指示セシム

四、自活掛萩生田中尉ハ前項ノ燃料ヲ受領シ作業ノ円滑ヲ圖ルベシ

部隊長 梶大佐

下達法 印刷交付

配布先 各大隊

3. 宮古島駐屯軍の敗戦記念日

戦闘がないまま「敗戦」が訪れ、軍の組織がそのまま残存した場合、どのような状況が生まれるのか。一九四五年八月、宮古島の先島集団は、軍紀を保つための一つの手段として「自活作戦」を強化していく。

一九四五年八月十五日当日、宮古島の「先島集団」司令部から出された命令は、「自活作戦」にかかわる命令であった。八月十五日に出された「先砲作命第五四号砲兵隊命令」（資料3-1）にみるように、戦争終結直後の軍紀と治安維持の確保が重要視されたが、具体的に提示された命令は、むしろ、現地自活関連の査閲計画の詳細であった。

「棍作命第一一号別紙」「現地自活査閲計画」（資料3-2）は、「完全自活」の基盤を確立する計画の詳細が分かる重要な資料である。現状報告と、現地自活ニ関スル諸計画書類の提出日、農耕自活や家畜自活の現地査閲日や時間帯、大隊長や中隊長が現地を巡視する日程や場所、幹部に教育する項目などが詳細に記載されている。これらの組織ぐるみの対応は、すでに八月月上旬に固めた基本計画に基づいていると言える。

(3-1) 「先砲作命第五四号砲兵隊命令」八月十五日二十時 野原岳

〔先砲〕作命第五四號

原史料Ⅷ：先砲作命第五四号

砲兵隊命令 八月十五日二十時 野原岳

一、戦争終結ノ勅語ヲ拝ス誠ニ恐懼ニ堪ヘズ

集團ハ之ガ實行ニ關シテハ別命セラルルモ依然一般ノ警備ヲ嚴ニシ
軍紀ヲ愈々森嚴ナラシメ治安ヲ確保シ待機ス

二、砲兵隊ハ軍紀ヲ愈々振肅スルト共ニ地區隊長ノ治安維持ニ協力セン
トス

三、各隊ハ概ネ現態勢ヲ以テ軍紀ヲ愈々振肅シ治安維持ニ努ムベシ

築城作業ノタメ分駐セル小部隊ハ速ニ隊長ノ下ニ集結スル外軍需品
就中兵器、彈藥ヲ監守確保スベシ

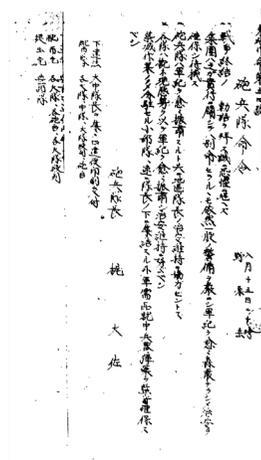
砲兵隊長 梶大佐

下達法 大中隊長ヲ集メ口達後印刷交付

配布区分 各大隊、中隊、大隊段列、砲台

配布先 各大隊、各砲台、各大隊段列

提出先 豊部隊



(3-2) 梶作命第一一號別紙「現地自活査閲計畫」

原史料Ⅸ：梶作命第一一號別紙

時	備	査	閲	計	画
八月十五日	<p>備前管、由本少佐、地大尉、波達大尉、斗古大尉、浦水大尉、川中中尉、</p> <p>二、三、八月十七日、十七時、野原岳下、</p> <p>集命、八月十七日、</p>	<p>外 部</p> <p>由波達大尉、斗古大尉、浦水大尉、川中中尉、</p> <p>① 砲台、</p> <p>② 砲台、</p> <p>③ 砲台、</p> <p>④ 砲台、</p> <p>⑤ 砲台、</p> <p>⑥ 砲台、</p> <p>⑦ 砲台、</p> <p>⑧ 砲台、</p> <p>⑨ 砲台、</p> <p>⑩ 砲台、</p> <p>⑪ 砲台、</p> <p>⑫ 砲台、</p> <p>⑬ 砲台、</p> <p>⑭ 砲台、</p> <p>⑮ 砲台、</p> <p>⑯ 砲台、</p> <p>⑰ 砲台、</p> <p>⑱ 砲台、</p> <p>⑲ 砲台、</p> <p>⑳ 砲台、</p> <p>㉑ 砲台、</p> <p>㉒ 砲台、</p> <p>㉓ 砲台、</p> <p>㉔ 砲台、</p> <p>㉕ 砲台、</p> <p>㉖ 砲台、</p> <p>㉗ 砲台、</p> <p>㉘ 砲台、</p> <p>㉙ 砲台、</p> <p>㉚ 砲台、</p> <p>㉛ 砲台、</p> <p>㉜ 砲台、</p> <p>㉝ 砲台、</p> <p>㉞ 砲台、</p> <p>㉟ 砲台、</p> <p>㊱ 砲台、</p> <p>㊲ 砲台、</p> <p>㊳ 砲台、</p> <p>㊴ 砲台、</p> <p>㊵ 砲台、</p> <p>㊶ 砲台、</p> <p>㊷ 砲台、</p> <p>㊸ 砲台、</p> <p>㊹ 砲台、</p> <p>㊺ 砲台、</p>	<p>現地自活査閲計畫</p> <p>豊第五四七部隊</p> <p>昭和二十一年八月十五日</p>	<p>野原岳</p> <p>第一一號別紙</p> <p>八月十五日</p>	<p>査閲計畫</p> <p>八月十五日</p>

教育訓練、精神教育、一般教育、内部教育、特別教育では、教育要綱、集団要綱を通した自活・精神教育が中心になっている。それに加えて、「対住民関係」や「帰還後の言動」などについても重視されている。幹部にも精神教育を含む様々な課目の教育を定期的を実施したことが分かる。蔓延した「マラリア」などについて、「汚染地域」からの宿営の移動や、関連施設などの設備・防止注意事項なども記されている。

一方、「治安維持」に関しては、特に、「第二警備及び治安維持」（資料4-5）において、兵器、弾薬、燃料の監視保全と、治安確保のための「地区隊兵衛兵」との協力体制準備のほかに、「不逞者」という語に注目すべきであろう。「第V防諜及宣伝」項目において、「一般住民の出入りの取り締まり」「地方関係業務」は嚴重に取り締まり（肅清）、外出時の言動を重視することが、「対地方防諜」を強化するための要領の一部に組み込まれている。これらの作業は、軍が取り組む「部落の畑地状況の調査」や、「軍需畑確保」などにあたって発生しうる、「民側との摩擦」などに注意を払った「第六 自活」要領と関連するものである。軍は、その摩擦を避けるために部落会長や、農事実行組合長との連絡を密に行うことを命じている。「軍需用畑」以外にも、「軍需家畜増殖計画」に基づく家畜の取り扱い、「馬保持要領」に至るまで軍の当面の課題は、いかにして、生き残るかにかかる緊張感が漂う。「第七、兵器」の項目によると、実包類、手榴弾は基本的に各隊で保管されたが、「小銃実包一五〇発、拳銃実包六〇発、手榴弾一〇発以上」が警備用として「警備所」に保管された。

「先島集団」は短期間での復員は不可能であると判断したようである。八月二十二日の「先砲作命第五十七号砲兵隊命令」（資料4-4）では「集団の企画」に基づき「長期駐留態勢」を整備することが命じられている。「停戦」が成立したのは八月二五日であった。「先砲作命第五八号砲兵隊命令」（資料4-7）によると、先島集団は、「八月二五日零時」をもって「対敵作戦」の任務を「解除」した。

(4-1) 「先砲作命第五五号砲兵隊命令」八月十七日十四時 野原岳

軍事機密

先砲作命第五五號

砲兵隊命令 八月十七日十四時 野原岳

一、砲兵隊ハ豊作命甲第一〇一號ニ依リ即時戦闘行動ヲ停止セントス

二、各大隊長及各砲台長ハ即時戦闘行動ヲ停止スベシ

但シ停戦交渉成立ニ至ル間ハ敵来攻ニ當リテハ止ムヲ得ザル自衛行動ハ之ヲ妨ゲズ

三、各隊ハ概ネ現態勢ニ在リテ依然現任務ヲ續行スベシ

但シ水際部隊及對空射撃部隊ハ之ヲ撤収スルモノトス

又宿営、給養、衛生、自活等ノ便ヲ顧慮シ所要ニ應シ許可シ得タル後宿营地ヲ集結移動スルコトヲ得

砲兵隊長 梶大佐

下達法 要旨口達後印刷交付

配布先 各大隊、各砲台、各大隊段列

提出先 豊部隊

(4-2) 「梶作命活第一二號豊第五六四七部隊命令」八月十八日十四時 野原岳

梶作命活第一二號

豊第五六四七部隊命令 八月十八日十四時 野原岳

- 一、●●●自活掛ヲ以テ農耕具其ノ他自活用具類ヲ製作シ自活作業ヲ促進セントス
- 二、●● (丙) 上村中尉ハ別ニ示ス●●●其ノ他ヲ指揮シ明十九日以降農耕具其ノ他自活用具類ヲ製作シ逐次各隊ニ交付スベシ

細部ニ就テハ別ニ口達ス

部隊長 梶大佐

下達法 要旨口達後印刷交付

配布先 大, 中隊, 大段, 兵, 經, 医, 獸

(4-3) 訓示 (昭和二十年八月十九日 砲兵隊長 梶松次郎)

訓示

大詔ヲ拜シテ恐懼ニ堪ヘズ

顧ミルニ進駐一閱年此ノ間灼熱ニ耐ヘ瘡痍ニ克チテ戦闘準備ニ [專] 念シ鐵桶ノ陣既ニ成リテ鬪魂愈々燃エ砲彈ナス屍ノ奉公ヲ誓ヒシニ思ハザルニ事茲ニ至レリ

惟フニ今後吾等ノ處スベキ道ハ拳々大詔ヲ奉體シテ將兵一体皇軍精神ヲ堅持シ有ユル形而上下ノ苦難ニ堪ヘ國體護持ノ一途ニ精進スルニ在リ而シテ此ノ精神ノ把持セラル、處假令或ハ火炮ト別レ或ハ戎衣ヲ脱グノ日到ルトモ見エザル火炮ノ姿胸裏ニ映リ聴エザル砲聲ノ響耳朶ヲ掠メテ時處位ヲ論ゼズ陛下ノ股肱タルノ歡喜ニ一切ヲ忘ルベシ

今日ノ秋ハ新ナル明治維新ナリ 進ムベキ道ハ前ニ滿チ一歩ハ一歩ヨ 原史料X：先砲作命第五十七号

リ重ク一日ハ一日ヨリ難キヲ期シテ十年、三十年倦マザルベク將兵現

在ノ氣魄ハ脈々子々孫々ニ傳ラルノ概ナカルベカラズ

右訓示ス

昭和二十年八月十九日

砲兵隊長 梶松次郎

(4-4) 「先砲作命第五十七号砲兵隊命令」

八月二十二日十五時 野原岳

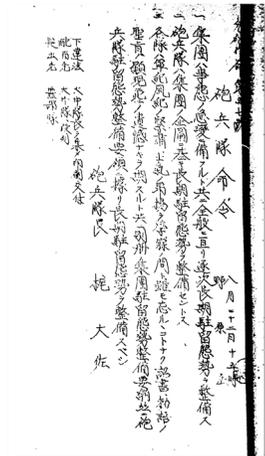
先砲作命第五十七號

砲兵隊命令 八月二十二日十五時 野原岳

一、集團ハ事態ノ急變ニ備フルト共ニ全般ニ亘リ逐次長期駐留態勢ヲ整備ス

二、砲兵隊ハ集團ノ企圖ニ基キ長期駐留態勢ヲ整備セントス

三、各隊ハ軍紀風紀ノ緊肅、士氣ノ昂揚ヲ學寝ノ間ト雖モ忘ル、コトナク詔書、勅語ノ聖貢ノ顯現ニ些ノ遺漏ナキヲ期スルト共ニ別冊集團駐留態勢整備要綱竝ニ砲兵隊駐留態勢整備要領ニ據リ長期駐留態勢ヲ整備スベシ



砲兵隊長 梶大佐

下達法 大中隊長ヲ集メ印刷交付

配布先 大中隊、段列

提出先 豊部隊

緊肅

（4—5）「砲兵隊駐留態勢整備要領」 昭和二十年八月〔二三〕日 砲兵隊

砲兵隊駐留態勢整備要領 昭和二十年八月〔二三〕日 砲兵隊

第一 方針

戦争終結ノ詔旨、勅語ノ聖旨ヲ顯現シ陸軍大臣其ノ他上司ノ訓示ヲ體シ益々軍紀風紀ノ緊肅、志氣ノ昂揚ヲ圖リ將兵ノ体力ヲ増強シツ、鞏固ナル團結ノ下軍民一体トナリ皇軍竝ニ皇國民タルノ矜持ヲ堅持シ先ツ自給ノ完璧ヲ期シ治安ヲ確保シ何時ニテモ事態ノ急變ニ應ジ得ル如ク駐留態勢ヲ整備ス

第二 警備及治安維持

- 一、各大隊部隊衛兵ハ特ニ兵器、彈藥、燃料ノ監視保全ニ萬全ヲ期スル如ク任務ヲ附與ス
- 二、水際ニ位置スル各海軍砲台ハ時々巡察ヲ派遣シ不逞者ノ出入ヲ取締ルモノトス
- 三、巡察將校、各衛兵ハ所要ニ應ジ最寄ノ地區隊舎營衛兵ニ連絡シ治安ノ確保ニ協力スルモノトス

第三 教育訓練

一、萬古國民ノ情體タル軍人精神ヲ愈々砥礪シ戦争終結ニ關スル詔書及勅語ヲ深ク膽ニ銘ジ志氣旺盛ニシテ森嚴ナル軍紀ヲ維持シ團結鞏固ニシテ千辛萬苦ニ遭遇スルモ微動ダモセズ潑刺タル彈發力ヲ有シ事態ノ急變ニ即應スルヲ一般方針トス

二、精神教育

1. 教育要綱、集團要綱ノ如シ
2. 教育ハ個性教育ニ徹シ訓話ニヨリ理解ヲ裸列ニセル後教練自治内務特ニ勤務及検査ヲ通ジ敢行教育ヲ行フ外對住民關係竝ニ歸還後ノ言動ヲ重視ス

三、一般教育

1. 武器ヲ使用シ得ル間

從來ト變化ナキモ愈々精兵主義ニ徹スル外一般ニ對シ素養ニ應ズル●揮能力ノ向上ヲ圖ル

2. 武器使用停止後

徒歩教練、銃教練（代品使用）劍術、手榴彈投擲、体操、救急法、警戒、傳令勤務、挺進斬込訓練

四、内務教育

1. 一般ニ閑居ヲ避ケ常ニ明確ナル目標（目的）ヲ指示シテ指導ニ努ム 之ガタメ検査、室内作業等ハ等閑視スベカラズ
2. 幹部ハ言動ヲ慎ミ眞ニ躬行ノ意義ヲ失ハザル如ク修練ス又將兵一体ノ實ヲ譽ゲ相共ニ難局ヲ打開スル實踐ニ精進ス

五、特別教育

1. 下士官候補者教育ハ依然續行スルモノトシ武器ヲ使用シ得ル間ハ自活教育ニ三分ノ一ヲ充當ス

ル外變化ナク武器使用停止後ハ一般教育ニ準ジ課目ヲ選定シ實施ス

2. 幹部教育、左ノ各號ニヨリ一層之ヲ重視シテ實施ス

イ、教育課目

精神教育（集團要綱ノ如シ）

躬行教育（辛苦鍛鍊、陣頭指揮、研鑽努力）

教育法（戰訓活用ノ教練、一般教育2ノ課目ノ指導要綱、精神訓話）

課題作業（現況ニ即スル喫緊ナル實務問題）

會同研究（現況ニ即スル喫緊ナル實務問題）

ロ、教育回数

各大隊ハ將校個人ニ對シ教育法毎週各人一回、課題作業毎月各人二回ヲ目途トシ行フ外毎週少クモ一回ノ集合教育ヲ行フモノトス

聯隊教育ハ月行事ヲ以テ示ス

六、其ノ他

1. 聯隊ニテ行フ競技會左ノ如シ

救急法、手榴彈投擲、小銃射撃、劍術

2. 各大隊ハ聯隊競技會ニ即應、前項各種競技會ヲ施行シ志氣ノ昂揚ト團結ノ鞏化ニ努ムルモノトス

3. 火砲實射ニ就テハ別ニ示ス

4. 一般ニ教育計畫ハ二ヶ月毎ニ立案實施ス

第四 陣地竝ニ宿營

一、水際陣地ハ一週一回巡察將校ヲ派遣シ之ガ保全ト偽裝ニ萬全ヲ期ス

二、主抵抗陣地ハ常ニ補修スルモ新ニ增強セズ之ガタメ遠ク陣地ヲ離シ宿營スル場合ハ前項ニ準ジ巡察將校ヲ派遣ス

三、各隊ハ補修擔任ノ軍路ヲ極力補修ス

四、各隊ノ宿營地ハ保育衛生（特ニマラリヤ對策）ヲ主トシ且ツ軍紀風紀ノ維持、統御、警備等ヲ巧慮シテ選定スルモノトス

第五 防諜及宣傳

一、防諜

機秘密書類ヲ迅速至短時間ニ處理スル準備ヲ八月二一五日迄ニ完了

對地方防諜ヲ一層強化ス之ガタメ一般住民ノ兵營出入ノ取締、對地方關係業務ノ肅正、外出時ノ言動ヲ重視ス

二、宣傳

1. 對軍宣傳

イ、宣傳目標（集團要綱ニ據ル）

ロ、毎週月曜日ノ訓話時間ヲ活用スル外計畫的ニ毎週少クモ二回自活教練ノ中休前後ノ時間ヲ割キ將校ニ對スル訓話教育ヲ兼ネテ實施ス

2. 對民衆宣傳

機會ヲ得る毎ニ集團要綱ニヨリ實施ス

第六 自活

一、軍需畑獲得竝ニ植付ニ就テハ左ノ各號ニ據ルモノトス

1. 一般ニ九月十五日迄ニ一人宛七畝ヲ十月上旬迄ニ殘餘ヲ目標トシテ進ム 其ノ細部ハ別ニ示ス
2. 各隊配當部落毎ニ担任將校一、下士官一ヲ充當シ部落ノ耕作地狀況ノ調査ニ遺憾ナキヲ期ス
3. 農耕督勵班ヲ強化シ軍需畑甲乙獲得竝甘藷植付面積ノ擴張ヲ圖ルモノトス

二、軍需畑甲ノ獲得ニ當リテハ部落會長、農事實行組合長トノ連絡ヲ密ニシ民側トノ摩擦ヲ避ケシムルモノトス

第七 兵器

一、兵器ノ保全ニ關シテハ従前ノ通りトシ益々尊重愛護心ノ昂揚ニ努ムルモノトス

二、止ムヲ得ズ彈藥火具類ヲ使用セントスルトキハ使用二日前迄ニ部隊長ニ申請スルモノトス

三、兵器ノ修理ハ自隊工場可能範圍ノモノノミ實施

四、兵器、彈藥、火具中吸濕發黴ノ甚シキモノハ地上ニ集積シ日（風）乾スルモノトス

五、實包類、手榴彈ハ各隊之ヲ取纏メ（含私物嚴重、實包）保管シ左記ノモノハ衛兵所備付トス（警備用トス）

小銃實包一五〇發、拳銃實包六〇發、手榴彈一〇發以上

第八 經理

一、集團要綱第八（經理）ヲ嚴守スル外特ニ左記事項ヲ強化スルモノトス

1. 金錢

イ、民間ニ對スル一口百圓以上ノ支拂ニ於ケル小切手拂ノ嚴守

ロ、貯蓄額ハ集團貯蓄規定ヲ以テシ之ガ嚴守ニ努メ引出ハ萬止ムヲ得ザル場合ノ外行ハザルモノトス

2. 衣糧

イ、衣糧軍需ノ地上集積ニ際シテハ特ニ盜難、防止、防黴ニツキ遺憾ナキヲ期ス

ロ、使用ニ堪ヘザル天幕ノ被服補修材料トシテノ活用、被服ノ改造等ニ就テハ必ず順序ヲ經テ認可申請ノ上實施ス

3. 補償

土地建物ノ借上ニ於ケル契約ノ締結及代金ノ支拂ヲ八月末日迄ニ完了シ部隊本部經由上司ニ報告スルモノトス

4. 築營

イ、冬營設備ノ準備ニ遺憾ナキヲ期ス

ロ、天幕ハ命數限り使用シ被服補修材料ニ籍口シ之ガ亂用ヲ戒ム

第九 衛生

一、衛生施設

1. 自活等ノ為「マラリヤ」汚染地帯ニ宿營シアル兵員ハ速カニ環境良キ地帯ニ移駐シ通勤スル如ク處置ス

2. 防疫軍紀ハ更ニ緊縮シ炊事場及厠ノ施設（就中防蠅施設）完備ヲ重點トシ兵室ハ逐次半洞窟式ヲ避ケルト共ニ必ず床上（五〇糶以上）ヲ實施ス

3. 醫務室ニハ必ズ休養室ヲ設置シ収容人員ハ本部五名 各大隊本部ハ十五名ヲ基準トス
 4. 練成隊ハ益々施設ノ整備擴充ヲ圖ルト共ニ給與、休養ノ適正ヲ期シ發病防止ニ努ムルモノトス
- 二、内務令ニ示サレアル兵員ノ保育ニ關シテハ一層ノ努力ヲ要ス 特ニ「マラリヤ」罹患後ノ体力減耗者、退院患者等ハ練成隊ニ收容シ漸進的訓練ニ努ムルヲ要ス
- 三、衛生材料ハ速カニ各大隊毎ニ兵舎ニ集積ノ上各梱包ニ赤十字ヲ明確ニ標示シ散逸防止防濕ニ注意スルモノトス

醫扱内容品ノ使用ニ關シテハ別ニ指示ス

第十 獸醫畜産

一、家畜ノ取扱

1. 各隊ハ軍馬及軍需家畜ノ斃死ニヨリ生ジタル皮毛滑油ヲ徹底的ニ獲保活用スルコトニ努ムルモノトス
2. 各大隊ハ軍需家畜増殖計畫ニ準據シ繁殖見込ナキモノニシテ食肉化セントスル時ハ八日前迄ニ手續ヲ執ルモノトス
3. 準軍用候補馬竝地方豫託軍需家畜ノ巡視ヲ確行シ之ガ變●ニ注意スル外一般軍馬家畜類ノ逃出豫防 使役間ノ監視等更ニ嚴格ニ實行シ盜難防止ニ勉ム

二、馬衛生

1. 馬保育要領ヲ更ニ嚴守シ馬榮養向上馬事軍紀ノ振肅ニ努ム
2. 各大隊獸醫務室附近ニ集積シ事態ノ急變ニ對處シ得ル態勢ヲ備フルト共ニ格納保全ニ萬全ヲ期スルモノトス

(終)

(4-6)「梶作命活第一三號豐第五六四七部隊命令」八月二十三日十八時 野原岳

極秘

梶作命活第一三號

豐第五六四七部隊命令 八月二十三日十八時 野原岳

- 一、部隊ハ製塩用燃料ヲ確保シ作業ノ円滑ヲ圖ラントス
- 二、各大隊段列ハ左ノ日次ニ下士官ノ指揮スル兵一〇ヲ差出シ花切國民學校四万五〇〇ノ洞窟ニ使用セル木材ヲ製塩場ニ搬送セシムベシ

自 八月二十五日 至 八月二十七日 第一大隊段列

自 八月二十八日 至 八月三十日 第二大隊段列

自 八月三十一日 至 九月二日 第三大隊段列

作業時間ハ毎日八時ヨリ十七時迄トシ各段列ノ搬送木材数ハ一六〇木トス

細部ハ萩生田中尉ヲシテ指示セシム

- 三、梶作命活第五號第五項ノ大隊段列ヲ以テスル燃料搬送ハ之ヲ取止ム

部隊長 梶大佐

下達法 ●●●●●

配布先 ●●●●●

（4-7）「先砲作命第五八号砲兵隊命令」八月二十四日十四時 野原岳

先砲作命第五八號

砲兵隊命令 八月二十四日十四時 野原岳

一、砲兵隊ハ豊作命甲第一〇五號集團命令ヲ以テ與ヘラレタル一切ノ對敵作戰任務ヲ八月二十五日零時ヲ以テ解除セララル

二、各隊ハ前項日時以降一切ノ對敵武力行使ヲ停止スベシ

但シ治安警備ニ關シテハ所要ニ應ジ關係地區隊長ノ區處ヲ受クルモノトシ又必要止ムヲ得ザル場合ノ兵器使用ハ衛戍勤務令ヲ準用スルモノトス

三、特設迫撃隊ハ同時其ノ任務ヲ解ク、爾後梶作命第一二四號ニ行動スベシ

四、各隊長ハ一兵ニ至ル迄輕擊ヲ戒メ皇國將來ノ興隆ヲ信ジ隱忍自重スベキ旨ヲ徹底セシムベシ

砲兵隊長 梶大佐

下達法 印刷交付

配布区分 大隊●、中隊、大段

（4-8）「梶作命活第一四号豊第五六四七部隊命令」八月二十六日十四時 野原岳

梶作命活第一四號

豊第五六四七部隊命令 八月二十六日十四時 野原岳

一、集團ハ味噌醸造原料ノ一部トシテ蘇鐵ノ實ヲ収集ス

二、部隊ハ蘇鐵ノ實ヲ収集シ集團ニ送附セントス

三、各隊ハ宿營地周邊概ネ一軒範圍内ノ蘇鐵ノ實（割リタル中ノ實）ヲ採取シ九月二十日迄ニ部隊經理室ニ送附スベシ

小野主計中尉ハ之ヲ直ニ貨物支廠ニ送附シ其ノ数量ヲ東地區隊ニ通報スベシ

四、採取ニ方リテハ資源愛護上特ニ蘇鐵樹ニ損傷ヲ與ヘザル如ク留意スベシ

部隊長 梶大佐

下達法 印刷交付

配布区分 大隊、中隊、大段、經

おわりに

本稿で整理・分類して紹介した宮古島に駐屯した日本軍が書きとどめている「自活作戦」は、一九四五年八月十五日前後の緊迫した食糧事情と「敗戦」という事実を知った時点でも、軍紀を保ちつつ組織を維持しようとする軍隊の在り方を示した資料である。資料に記載されているように、宮古島で米軍に対する「敵対作戦」は八月十五日から約十日後の二五日零時に停止された。そして、以下のような命令が出された。

（資料 4-5）において「機秘密書類ヲ迅速至短時間ニ處理スル準備ヲ八月二一五日迄ニ完了」命令が出されており、実際に宮古島で展開された作戦・戦闘の命令に関する文書の多くが短期間で焼かれた。先島集団が残した膨大な量の『陣中日誌』は、「食い延ばし戦」のための「自活」関連資料であり、それは「食卓」をめぐる戦争の記憶でもある。

自活作戦のための「民労務資料」「民間軍用畑」(民ヲシテツクラシメアルモノ)、「(資料1-2)」「種子の確保」「現地篤農家の活用」などの文言から、「先島集団」の「自活作戦」と称した作戦は、住民の協力を前提としているものであることは明らかである。孤立した島において、種子の確保、馬、豚、山羊などの家畜は、軍の「創意工夫」だけでは調達できない。軍隊が、「地方労務のみに依存することなく」(資料2-2)戦力をあげて取り組んだとしても、住民の生活に深く影響を与える作戦であった。「敵対作戦」の停止を命令した時点でもなお「治安維持のため」というやむを得ない場合は武器使用の余地を残している。治安維持のための「不逞者」を含む、戦後の混乱期における「自活作戦」下の住民と軍隊との関係は、沖縄戦「後」史の中で欠落している観点である。

本稿で紹介したように宮古島で「自活作戦」が本格的に展開されたのは、時期的には「戦後」となる。しかし、本島からの支援物資が途絶えた孤立状況は一九四五年三月から続いており、「自活作戦」「自活軍紀」などの言葉が登場するのは、すでに敗戦前であった。「食糧」の観点からみると、戦後の「自活作戦」は戦前の延長線上にあったと言える。先島集団が自活を戦闘作戦と全く同じ位置づけにしていたことは、今回の資料群で明らかになった。これらの状況は、武装解除後には完全に「武器を持たない軍隊」、しかし組織的にはこれらの部隊が共存したことで、「食い延ばし戦」がもたらされた過程でもあったと考える。本稿は、「自活作戦」を遂行した軍の物語ではなく住民の視点に立った検証・研究が必要であるという問題認識から整理されたものである。これらの観点を深めるため、今後の史料紹介では、武装解除以降の史料を中心に一次史料を分類・分析する。

謝 辞

文字判読に協力して下さった故永井清さんに心からの感謝を申し上げます。

本稿は日本学術振興会科学研究費助成事業「若手研究(課題番号:18K18300)」並びに2023年度沖縄大学「学術研究奨励費」による研究である。

引用文献

『宮古島戦史料山砲兵第28連隊』(昭和20.12)